

学校再生分科会 第4回議事録

内閣官房教育再生会議担当室

第4回 学校再生分科会

議事次第

日 時：平成 19 年 1 月 15 日（月） 14:00～16:02

場 所：三田共用会議所「第二特別会議室」

1．開 会

2．討 議

教育委員会の改革

3．閉 会

白石主査 ただいまから、第4回の第1分科会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

(報道関係者退室)

白石主査 それでは、早速、議事に入りたいと思っておりますけれども、その前に平成19年最初の集まりということでもございますので、冒頭に山谷補佐官から一言ごあいさつをいただければと思います。

山谷総理補佐官 どうも、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

いじめ、未履修問題等で、やはり教育委員会の問題というものをもう少し掘り下げて議論し直す必要があるのではないかということで、お集まりいただいたところでございます。できれば法改正も含めて、この教育再生会議から積極的な提言が生まれれば、議論自体を、そして、教育体制自体をリードしていけるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

白石主査 ありがとうございます。

本日の第1分科会でございますけれども、特に教育委員会制度の在り方について絞った議論をしていただければと思います。

先日11日の木曜日に開催されました運営委員会で、教育委員会の見直しについて、もっと踏み込んで、具体的に提言をすべきとの認識が共有されました。他方で、これまで、この第1分科会でも余り教育委員会については議論を深めてまいりませんでした。そこで急遽、皆様にお集まりいただきまして、御審議をいただくこととさせていただきます。

これに関連しました資料を幾つかお手元に配付をさせていただいておりますので、それぞれにつきまして事務局と小野副主査から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から、まず教育委員会の現状について御説明をお願いします。

山中副室長 それでは、資料2-1、資料3を中心にいたしまして、教育委員会の現状につきまして簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2-1がございまして、横紙の資料でございまして。

教育委員会制度ですけれども、教育委員会は知事・市町村長から独立した形で行政委員会という形で設けられておりまして、県・市町村にそれぞれ教育委員会が必ず設置されているという状況になっております。

ここでは、教育委員会は教育の重要事項について決定して、そして、それを実施するのが教育委員会の役割だということに法律上なっております。

ただ、教育委員会の委員の構成ですけれども、非常勤の方が原則として大体5名いらっしゃるということで、そのうち1名が教育長という形になりまして、教育長は常勤でして、その方が教育委員会の指揮監督の下で教育委員会に関する教育の仕事を実施するものだという仕組みになっております。

原則として、非常勤4名プラス教育長1人という形で、教育に関することを決定して実

行していくということになっております。

資料 2 - 1 の 1 枚目の左にございますが、教育長さんはどういう人がなっているかといえますと、都道府県では 26.1%、市町村では 68% ぐらいが教員の経験を持った方。

また、市町村の事務局体制ですと、10 人以下というのが 42% といったような現状になっております。

2 枚目ですけれども、ここでは教育委員会というのがなぜつくられたかということで、教育の中立性とか安定性、継続性という観点から、市町村長とか知事から独立している。あるいは合議によって 1 人の意見だけでは決まらないとか、身分保障等が掲げられているという状況が書いてあります。

3 ページ目ですけれども、要はそういう国・地方公共団体との関係ですが、国は教育についての全国的な枠組みを制定していたり、基準を設定するということになっていまして、都道府県教育委員会は具体的には高等学校等が多いですけれども、都道府県立学校。市町村は市町村立学校ということで、公立の小・中学校は市町村が設置して、それを運営しているという関係になっております。

ただ、国で決めました制度とか基準とか、そういう趣旨が都道府県・市町村、あるいは学校の方までしっかりと伝わっているかという点について、若干、問題の指摘がございます。また後でござんいただければと思いますが、資料 5 として白石先生の方から提出されておりますのが、国でいろいろ決めましたものが市町村段階で余り知られていないとか、そういうふうな状況も出ているところでございます。

資料 2 - 1 の最後の 4 ページ目でございますけれども「県費負担教職員制度について」という資料がございます。これで市町村立学校、公立の小・中学校につきましては、先生方は市町村の職員ですけれども、任命権を都道府県の教育委員会が持っているという形になっております。

そうすると、校長先生の意見とか、どうやって都道府県の教育委員会に反映されるのか。そこは、校長先生が先生方の人事につきまして意見を市町村の教育委員会に言って、市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に内申をするという形で人事についての意見を言ってきました、それを反映した形で都道府県が人事を行うということになっております。ただ、この場合、市町村の学校の先生であるにもかかわらず、任命権が都道府県にあるということで、権限と責任の関係が一致していないのではないかという議論があるところでございます。

あと、資料 2 - 2 は教育委員会の状況の関連資料でございます。

資料 3 でございますけれども、教育委員会制度についていろんな指摘事項があります。最近のものを拾ったものでございます。

その中では、教育委員会をすべての市町村に必置とするのか、任意設置とするのかといった形の議論。また、置く場合の適正規模、小規模の市町村では仕事が十分できるのかどうかといった議論があります。

もう一つは、公立の、先ほどの小・中学校の教員の人事権ですけれども、現在、これが原則、都道府県にありますけれども、市町村、あるいは中核市等、一部の市に移したらどうか、権限と責任を一致させたらどうかといった点が指摘されているところでございます。

最後の辺にありますけれども、規制改革・民間開放推進会議の昨年 12 月の答申で、教育基本法の国会議論や教育再生会議の議論も踏まえて、教育委員会制度についての抜本的改革、あるいは法改正を行うといった指摘も行われているという状況でございます。

以上でございます。

白石主査 ありがとうございます。

続きまして、小野副主査から資料 1 についての御説明をお願いしたいと思います。

小野副主査 お手元に資料 1 という形で「教育委員会制度の抜本的見直しについて」のたたき台の全くの素案でございます。まだまだいろんな矛盾点・問題点があることは十分承知しておりますけれども、今のままではやはりいけないということから、とりあえず、こういう案を私の方でつくらせていただきまして、白石主査と相談をしたところでございます。

まず「第一次報告 項目案」としては、第一次報告の柱に入れるに当たりましては、やはり教育委員会制度に対して、今、各方面から、正直、かなり批判がございます。しかし、一方で一生懸命、真面目にやっている教育委員会もたくさんあるわけで、一律に悪いというふうには勿論言えないんですけれども、いじめ問題の対応でございますとか、学校に事故が起きたときの危機管理等で、どうも教育委員会というのがいろいろ問題があるのではないかということが言われております。それを 2 . に列挙いたしましたけれども、1 . にございますように、教育の再生を図るためには公立学校の再生が一番大事なことだと思っているんですが、そのためにはその上司である、それを設置している教育委員会の再生というのが不可欠ではないかと思っております。

世の中でいろいろ言われている批判を並べてみましたが、閉鎖的である、事なかれ主義ではないか、形式主義ではないか、一人ひとりの委員が責任感を持っていないのではないか。

それから、危機管理、重大な事故等に対して直ちに対応する能力が欠けているのではないか。一方で、委員が高齢化していたり、名誉職化していたり、あるいは教員の O B がほとんどを占めていたりというようなことで、どうしても機動的な運営がしにくいという面がございます。

勿論、これは行政委員会という形で、アメリカのスタイルで戦後入ってきた制度でございますから、完全なものはなかなか難しいとは思いますが、今の時点で教育再生会議として考えた場合に、いじめとか校内暴力とか、あるいは学力の問題等々、未履修の問題等もございましたけれども、そういった問題に直ちに適切に対応して、地域住民にしっかり支援される、理解される、説明責任を果たす、そういう教育委員会にしていくためにどうしたらいいだろうかということをいろいろと考えてみました。

その中で、私としては、一つの方法としては、3. にございますように、国が教育委員会の在り方について基準なり指針なり、例えば住民にきちんと説明責任を果たしなさいとか、今回、学力調査を行うわけですけれども、その結果をきちんと分析して地域の教育に生かしなさいとか、そういった抽象的な基準なり指針というものを国が定めた上で、それを前提にして第三者機関が教育委員会の活動状況を評価するという制度を導入してはどうかと思うものでございます。

ただし、これは、村にそういった機関を置けというのはなかなか正直難しい面がございますので、例えば都道府県の教育委員会はかなり統治能力を持っていますし、こういったことは比較的少ないと思いますけれども、それでも、自分が自分を評価するというのではなくて、むしろ相対する機関である知事部局の方に評価機関を置いて県教委を評価してもらおう。そして、中核市以上の市町村はそういった評価機関を市町村長部局に置くことは可能だと思いますけれども、小さい市町村はなかなか難しいと思うので、それはむしろ県教委が評価委員会をつくって、それを評価するというようにしてはどうかというようなことを考えているのでございます。

4番目に「小規模市町村の教育委員会に対しては、広域的に事務を処理できるよう教育委員会の統廃合を進める」というふうに書いておりますけれども、実は昔から、二十数年以来、設立以来でしょうか、小規模市町村の教育委員会の問題というのは討議されているわけございまして、本当に小さな町村では教育委員会に優秀な教育委員を選ぶというのは事実上なかなか難しい面がございます。そういった場合に、広域設置、一部事務組合、又は全部事務組合をつくって設置するという制度はあるわけでございますけれども、現実には余り運用されていないのが実態でございます。

市町村長さんの中には、自分のところで、どんなに小さくても教育委員会を持ちたいという意向も強くございますし、難しいんですけれども、やはり人口がある程度、非常に小さいところは、2つの町村とか、3つの市町村が一緒になって統合した教育委員会のようなものがあつた方が本当はいい政策判断ができるのではないかとということもございまして、そんなことも入れてみました。

それから、教員の人事については、先ほど県費負担教職員制度がございますけれども、とりあえず政令指定都市、中核市に人事権をきっちり移すとか、できるだけ学校に移すというような方向で検討してはどうかというものでございます。

具体的な中身として「1 教育委員について」と書いてございましたが、実は教育委員会制度は合議制の機関でございますから、極端な意見に流れないという点はメリットとしてあるんですけれども、一人ひとりの委員が本当に個別の事項についてきちんと判断し、行動しているかということ、なかなかそうもっていない面が実情だと思います。

それと、名誉職化、あるいは高齢化ということもかなり進んでおりますので、そういった意味で委員の数を、今は5人、都道府県と政令市は6人、小さいところは3人でもいいとなっているんですけれども、東京とか大きなところはもっといてもいいのではないかと。

十名くらいとか、もう少し教育委員の数に幅を持たせるようにして、緩やかにして、各方面から人材を入れていくということも必要ではないか。

それから、一人ひとりが、やはり真面目に地域の教育に取り組んでほしいということで、活動状況を公表するなり、案件への意見等も参考に公表してはどうかというのも一つの考えでございます。

年齢が高齢化していて、義務教育の議論をするのに、実は子供さんが学校に行っていない人ばかり、お孫さんなら学校に行っているという人が実はほとんどでございます。それで本当にいいのだろうか。もともと教育委員会制度というのは、地域住民が集まって自分たちの子供の教育を議論するための機関でございますから、それは父母というのを、例えば1人ずつ加えるとか、そういう父母の、本当に困っている人の意見が教育委員会に届くようなシステムを考えたらどうかということがございます。

最後の点は、研修をきっちりやって、教育委員に対して教育委員の役割の重要性なり、その職務というのをきちんと、それぞれの段階で研修を実施してはどうかというのが案でございます。それが、一つの教育委員一人ひとりについての問題でございます。

2番目は、教育委員会の施策が、今回、教育基本法を全面改正していただきまして、恐らく地方の教育委員会も、それぞれの地方についての教育振興基本計画をつくるというようなことも必要になってくるでしょうし、基本法の中には教育の機会均等とか家庭教育、幼児期の教育等々について施策の推進が求められておりますので、基本法が通ったということを受けて、各地でそういったことをきちんと教育委員会として方向を示して、住民と議会に報告するというのを法令上、義務付けてはどうかというものでございます。

3番目は、新たな話でございますが、今、学校の外部評価というのはかなり進んでおりまして、実は大学などは外部評価機関が評価するという事になっているわけですが、ただ学校については、今、文科省で検討中でございますが、その前になっても構わないと思いますけれども、教育委員会に対して外部評価を導入するということを考えてはどうかというものでございます。

例えば、都道府県の教育委員会については、知事部局の方に、この評価委員会を置いて、教育委員会の行動等について評価をするというシステムをつくって、たすきがけの審査といたしますか、自分たちだけで考えるのではなくて、第三者、しかも行政の第三者のところにそういった委員会を置いて評価をしてもらうということが必要ではないかと思うのでございます。

ただ、これも、例えば村とか町に全部置けというのは難しいと思いますので、一定の規模において都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会を評価する。その都道府県の教育委員会を評価する機関は、例えば4にございますように、国、あるいは国の独立行政法人が、これを再評価するということです。これもたすきがけの評価で、文部科学省が直接評価するというよりも、文科省から少し離れた独立行政法人に評価をしてもらう。その独立行政法人は、更に政府の中で、例えば総務省に置いている評価委員会が評価をするという

ことで、いろんな人が評価を組み合わせることによって責任ある体制を築けるのではなからうかと思うのでございます。

この辺は、まだまだこれから、私もまだ考えが固まっているわけではないわけですが、その中で、特に外部評価委員会が、これは本当に困るといようなときには、教育委員会に対して勧告権のようなものをもって、これをやってくださいということと言えるようなシステムが必要ではなからうかと思っております。

それから、こういった評価を考える場合に国との関係が出てくるわけですが、国・都道府県・市町村の関係は皆様方御承知だと思いますけれども、地方教育行政法では、この前の分権一括法で措置要求といったものが削られたわけですが、なお、地方自治法の本法によって是正の要求とか是正の指示といった改善措置の規定はあるわけですが、ただ、この規定は現実には余り動いていないことも実態でございます。ただし、本当に困ったときは、この自治法できちんと是正の要求・指示ができるということは法令上あるわけでございます。

一方で、地方教育行政法の48条には、教育に関する事務については、自治法の一般的な「技術的な助言、勧告」以上に、教育については「必要な指導、助言、援助」ができるということがございますので、文部科学大臣は地方の教育委員会に対して、ある程度、この指導、助言、援助ができるわけですから、この権能もうまく活用していくということがあり得ようかと思っております。

3番目の点は、これも多分、教育基本法のときにいろいろ議論があったわけですが、本来、教育は基本的に国の事務なので、例えば地方教育行政法にございました従来の教育長の任命・承認についての規定を元に戻すべきではないか。あるいは地方教育行政法の措置要求の規定をもう一回整備して戻すべきではないかという、これも強い意見がございます。

ただ、これについては本当にそういう形がいいのかどうか、議論をしていく必要があるのではないかと考えております。やはりたすきがけに、それぞれの段階で、県レベルで、市町村レベルで、あるいは国レベルでお互いに評価をし合って、より正しい方向を目指すというのも一つの方法かなと私個人としては思っているわけでございます。

5番目に、県費負担教職員の人事で、これも先ほど紹介がございましたけれども、義務教育の小・中学校の先生方の身分は市町村の教育委員会に属しているわけですが、人事は都道府県教育委員会が行うという、若干、異例の形になってございます。そのことが広域人事で、町村の小・中学校にも県全体からいい教員が配置されてくるというメリットがあるわけですが、一方では市町村と直接関わりないところで人事が決まってしまうと、なかなか市町村に愛着のある先生が集まりにくいといったような欠点もあるわけでございます。

そういう中で、政令指定都市並みに、中核市も人事権をできるだけ移し、更にそれ以外についても、本来、市町村が行うべきものでございますから、人事をできるだけ市町村に

移譲することを考えてはどうかということでございます。

そして、学校の外部評価も検討されていくわけでございますけれども、その際に、人事についての外部の評価の結果も反映できるようなシステムが必要ではなからうかと思っております。

6番目ですが、これも非常に難しい点が正直あるわけでございます。これは市町村長が納得しないとなかなかできないことなのでございますけれども、やはり人口が非常に小さい、例えば5万人以下の小規模の市町村であれば、原則、教育委員会はほかの市町村と共同で設置するというような方向を、少なくとも国が出して、広域的に事務が処理できるように統廃合を進める。道州制も検討されるということでもございますし、市町村合併も大幅に進んだわけでございますけれども、まだまだ小規模の市町村はございます。この辺については広域的に事務が処理できるような工夫をしていく必要があるのではないかと思っております。

それ以外に、規制改革・民間開放推進会議では非常に厳しい御指摘があったり、中でさまざまな議論が行われているわけでございますけれども、こういったものを参考にしながら、この教育再生会議としても方向性を早急に検討していく必要があるのではなからうかと思っております。

また、全国市長会からも要望が出ておまして、必置規制を撤廃しろ。もともと、知事や市町村長においては、自分たちも教育の事務をやりたい。しかし、教育委員会が独立した行政機関なので手が出せないの、少し靴の上からかいているようなところがあってむずがゆいというところが、多分、首長さんにはあるわけですけども、一方で、それでは首長さんに全部任せていいかということ、いろいろ問題もあって、やはり5人なり何人かの学識経験者がうまく中立的な立場でやっていくということも大事だと思いますので、今の教育委員会制度を最低限うまく活用しながら、評価等を繰り返すことで何とか教育委員会を再生できないだろうかというのが、このたたき台素案のねらいでございます。

勿論、御反対もたくさんございましょうし、いろんな意見があると思っておりますけれども、とりあえず、私の方として御説明させていただきました。よろしく申し上げます。

白石主査 ありがとうございます。

私の方から提出しております資料も2種類ありますが、先ほど小野副主査の方から、たすきがけで独立した機関が物事の調査をしたり監視を行うということについて、ほかの項目、事柄についてどういうやり方をしているのかということをもとめたものが資料4でございます。

資料4の2ページ目には、イギリスやオランダなどで教育技能省から、教育に関係する省庁から独立した組織を設けているというようなことがございますので、これは後でお時間のあるときにお読みいただければと思います。

事務局から、資料3についての具体的な説明はございませんでしたが、これは事務局資料なんですけれども、いろいろな意見があるというのは、ここの中にポイントだけまとめ

られておりまして、現行の制度を活用して、それをよりよくするという改善の方向性のものと、全くなくしてもいいのではないかというようなことや、小規模市町村を大きくりにして、今の制度を活用しつつ、より発展的な形態、幾つかのパターンがありますので、これについても後でござらんいただきたいと思ひます。

最後、資料5でござひますけれども、山中副室長の方から、国で決めたことが現場にまで周知徹底されていないというようなことをまとめたものが資料5でござひます。

2ページを見ていただきますと、昨今、問題になっておりますようないじめとか、隣の区の中学校の方が歩いて1分なのに、自分の学校に通うには15分通わなければいけない。こういうときに、通学地理的な利便性から学校変更ができるとか、どここのクラブ活動に参加したいという部活動等の理由があるときに、学校を変われるということが既に閣議決定されているわけです。

それが現場に行くとうどういうことになっているかという、教育委員会の中で、右の項目の上から2段目を見ていただくと、3つの理由で変更の申立てがあったときに拒否することがあるかどうか。これは入学時、決められていながらあり得ると答えたところが56%で、在校時にも56%というふうに、きちんと権利が行使されていないということでござひます。

もう一方の、保護者がそれを知っているかどうかということは、保護者まで周知されていない、知らないという保護者が82%でござひます。それぞれのやり方論についても情報公開されていないところが散見されるという資料でござひます。

それでは、ここの中には門川委員は教育委員会に関わっていらっしやって、そして、渡邊委員も、義家委員も、そして、私も教育委員会のメンバーの一員でござひますので、教育委員会について御存じの方もいらっしやいますし、制度論について今日初めてというような方もいらっしやいますので、事務局に説明いただいた資料でも結構でござひますし、小野副主査から御提案のあった内容、いずれでも結構でござひます。自由に御議論・御発言をいただければと思ひます。

下村官房副長官 その前に、ちょっといいですか。官房副長官の下村博文でござひます。ありがとうございます。

昨年暮れと、そして、先週、運営委員会に参加をさせていただきまして、今日初めて学校再生分科会にオブザーバーとして出席をさせていただきました。理由は、総理の下で教育再生会議をつくっていただいたわけござひまして、積極的に有識者の方々からどんどん提案をしていただきたいと思ひます。

これは、皆さんだけの問題ではなくて、実は安倍内閣そのものが問われていることでもござひまして、総理も今年の年頭会見の中で、特に教育問題についてはこれから力を入れていきたいということをはっきり発言もされておりますし、また、今年御承知のように、4月には統一地方選挙、それから、7月には参議院選挙がござひます。その中で、安倍政権として教育改革で実際に何を提言して、何をやろうとしているのかということは政権そ

のものにも大変に影響するものでございますので、そういう意味で、皆様方にお任せするというのではなくて、皆様方とともに、我々も一緒に研究・検討をさせていただきながら、この国にとってよりよい教育を是非早急に実現をしていきたい。そういう思いでございます。

そういう中で、今日、教育委員会の在り方について議論をしていただくことになった経緯は、最初にお話があったかもしれませんが、今国会で、今、申し上げたような視点から2つ、教育関係で大きな法案を準備する必要があると思っています。

1つは、この教育委員会の在り方の問題。もう一つは、免許更新制の問題でございます。これは昨年の臨時国会で教育基本法が改正されました。これに合わせて、今後、三十数本、下部法令の改正が求められているわけではありますが、その中で、この教育委員会の在り方というのは教育基本法の改正の中でかなり議論がありました。例えば、民主党は教育委員会をもう廃止してもいいのではないかと。義務教育については、国が最終的な責任を負う。そして、他方で学校現場にもっと自由に裁量権も任せていいのではないかとということで、教育委員会を廃止するというのが民主党案の中にもありました。

また、与党、あるいは大臣の答弁の中でも、現状がいいというふうに認識している人はほとんどいないと思います。それは、文部科学省と都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、それから、学校現場が、ある意味では責任転嫁といいますが、もたれ合い構造になっている部分があるのではないかと。実際に今お話がありましたように、文部科学省は学校現場に対しても、都道府県・市町村に対しても監督権限はありません。しかし、一方で、学校現場からすると、それこそ、はしの上げおろしまで文部科学省がチェック・指導をしているのではないかとというふうに見られていますし、事実、そういう部分があります。一方で、監督権限がありませんので、市町村の教育委員会、あるいは都道府県の教育委員会で問題の教育委員会があるわけですが、これが指導できない。指導しても、監督権限はないものですから、都道府県の教育委員会は実質的には無視をしているといいますが、言うことを聞いていないという部分もたくさんあります。

したがって、問題点はあっても、お互いになすり付け合ったり、あるいは責任転嫁をしてうまくいっていない部分があるということの中で、かなり抜本的に、この4重構造を改めなければ本質的な解決はできないのではないかとということで、間に合えば今国会で、この教育委員会の在り方について政府としては是非提案したい。

しかし、今日は資料も用意をされていますと思いますが、なかなか文部科学省の中教審等で議論しただけではまだまだ中途半端ではないかというのが、さきの臨時国会における大方の議論の方向性だと思いますので、これは是非、教育再生会議の中で、かなり思い切った、この国の教育改革・改善のためにどうしたらいいかという、教育委員会の在り方そのものを抜本的に見直す。その在り方そのものがどうか、必要にするためにはどういう権限、どういうことをしていったらいいか、あるいは都道府県の教育委員会と市町村の教育委員会の役割の在り方、これは文部科学省と学校現場を含めてですが、こういうこと

まで含めて徹底的に議論をしていただきたい。これは総理の思いでもございます。

そういうことで、お願いをしているというのが1点ございます。

もう一つは、教員の免許更新制の問題です。これは既に法案の準備はされておりますが、10年の教員年数を経て、30時間の研修だけでは不十分ではないかというのが、やはり国会の中でもかなり議論されました。これについては、優れた先生はもっと高く、いろんな部分で評価をし、そして、教員に向かない先生は辞めてもらうというメリハリを付けたもの。免許更新制と併せて、教員の身分を含めた在り方までは中教審でも結論が出ておりませんので、この2点については今国会で出したい。場合によっては、選挙もありますし、また国民的な議論にもなってくると思いますし、あるいは国会における大きな争点にもなってくるかと思えます。

是非、このことについて、与党とか、文部科学省とかということは気にしないで、あくまでも官邸の中で、総理の下でできた会議が教育再生会議ですから、是非、国民の視点に立って、この国のよりよい在り方について先生方から率直な問題提起・議論をしていただきたいと思えます。

最終的に、それに対して、どうするかは総理が判断をされること、つまり、今国会に出せるか出せないか、時間的なこともあるかもしれませんが。それから、内容そのものが改めて、これは、例えば文部科学省の中教審でもう一度議論してもらおうということもあるかもしれませんが、与党の中で議論してもらおうということはあるかもしれませんが、それを前提にしないで、まず、理想的なこの国の教育制度の在り方について、この教育再生会議に提案いただくということを政府側としては一番希望しているところでもございます。

そのために、当初は19日に総会を開いていただくことになっていたわけですが、恐らく、そんな簡単にまとまる話でもないだろうし、無理であろうということで、19日は分科会になっている。ですから、逆に言えば、タイムリミットはありません。国会は25日から始まりますけれども、逆に言えば、25日までに結論を出していただくことでもありません。これから時間の許す限り、あるいはもし議論がいろいろと出てくるようになればしていただきながら、ある程度、それを方向性が大体のところが出てきたら、その時点で総会をしてもいいのではないかと。あるいは総会そのものが2回、3回あってもいいのではないかとという柔軟な対応を我々は考えております。

何が何でも、19日までにまとめなければだめだとか、それから、その次の週に総会が予定されておりますが、それまでにすべて有識者全員がOKをしてもらうということではなくて、ほかのテーマも含めてですが、やはり納得ができないところは率直に議論しながらやっていただくということであって、それはやはり、国民がみんな注目しているので、それだけ、教育についてはけんけんごうごうの議論があって、ある意味では当然だと思えますし、また、そういうことからより望ましい教育改革案が出てくるのではないかと考えております。今日は教育委員会の在り方でもございますけれども、そういう視点から、是非、率直な御意見を展開していただければ大変ありがたいと思えます。

以上でございます。

白石主査 どうもありがとうございました。副長官からも自由な意見をと、国民の視点に立った議論をとお言葉をいただきましたので、是非、自由闊達な御意見をお願いしたいと思えます。どうぞ、どなたかからでも結構でございます。

義家委員 このたたき台の原案の何点かについて、私も教育委員として携わる一人として、前に進む改革のたたき台だなと感じています。特に教育委員会の外部評価は、今、ブラックボックスと化していますから、いじめ問題、あるいは未履修問題に対して、いまだ具体的なものが出てきていないというブラックボックスに、ある程度の一步を踏み込むという意味では意義のあることだと思います。

そして、一方で、国がどの程度、地方の教育行政に関与すべきなのかということの議論は、今、しっかりと議論しておくべきだと思うんです。例えば、義務教育というのはどこの責任なのかという、この責任の所在さえも、今、ある種あいまいになっていると思えます。

そこで、まず、この平成 11 年に改正された法律、法改正の下で、国の教育行政に対する権限がどのように変わったのかというところが簡単にまとめられてある資料をごらんになっていただきたいんですけども、資料 2 - 2 の 12 ページ、13 ページです。

この 12 ページのものは、簡単にまとめたわけですけども、以前と比べて、このように平成 11 年以降、変わっています。

「教育長の任命承認制」。これは文部科学大臣が任命承認する。これは、今は廃止です。

それから、以下、もろもろなんですけれども、一般的な印象として、当然、新しく地方自治法の中でさまざまな規定があるんですけども、一般化されているんです。例えば、13 ページを見てください。この「措置要求・是正の要求」についてですけども、これは地方教育行政法第 52 条で明確に規定されていたものが廃止になって、地方自治法の中で、ほかの問題と同じように一般化されているわけですけども、教育本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるときは、適切な措置要求を文部科学大臣ができるといったものが、ほかの省庁とかの問題と一緒にありますから、明らかに公益を害していると認めているときは、と抽象的になっています。それでは具体的にどういうことに対して踏み込めるのか、あるいは踏み込まなければならないのかというところが、今、非常にあいまいになっているような気がします。

私自身の感覚では、教育問題というのは待ったなし、今、やらなければならないさまざまなことがあると思うんです。というのは、他だったらゆっくりと調査して答えを出すということはできますけれども、教育については、子供は卒業してしまうわけです。例えば、いじめ問題にしても、未履修の問題にしても、じっくりと調査して、各所から意見を聞いて、それではこういう判断をしましょうといった時には、もう子供は卒業している。例えば、いじめの加害生徒の教育ができないまま卒業してしまうということも起こり得るわけです。

その辺について、これはほかの省庁と分けて、やはり教育というものは、ある意味で、例えば未履修の問題というのは大変な問題です。国の出している指導要領を満たしていないで虚偽の報告をしているわけですから、これはまさに公教育、義務教育とは何なのかという本質を問われる事件のような気がするんです。そこについて、国が、あるいは文部科学大臣がどのように、この義務教育に、公教育に介入できるか。特に有事のとき、何でもかんでも介入ということではなくて、未履修問題、あるいはいじめ問題、さまざまな問題の中で、直接、具体的に権限を持つということ。これは改めて、今、教育の崩壊が叫ばれる中で、具体的に各論として議論していかなければいけない問題だと思えます。

白石主査 今の義家委員の御意見で、今日、白石委員・小野委員ご提出の資料1のところで、「4 国・都道府県・市町村の関係の部分」に「地方自治法 245 条の5などの規定による是正の要求、是正の指示などの改善措置の規定をより実効あるものとして活用する」という文言が書いてありますが、これプラスで、今の御意見を踏まえて何か具体的に記述すべき項目とかはございますか。この文言でよろしいということでございますか。

義家委員 「実効あるものとして活用する」なんですけれども、私などの感覚でいくと、他の省庁、地方自治一般の中の教育というよりは、地方分権を前提としながらも、やはり教育というものに特化した、本当に有事のときの指導、指示、措置要求ができるということをつけ加えるべきだと思う。これは私個人の意見です。

というのは、例えば広島で起こった県立世羅高校の事件。もし、現行法上で、今は文部科学省からずっと教育長が送られ、組合、同和問題他、さまざまな絡み合った問題に対して国が関与してきましたが、もし、これが平成11年以降、今、起こったときに、果たしてできるのか。今の現行法、地方自治法の在り方のままで、今、ああいう問題が起こったときに、果たして、それに対して本当に踏み込んでいけるのかということなんです。だから、そういう一つひとつの出来事も踏まえながら検証する必要はあるだろうと思います。

白石主査 それでは、渡邊委員、その次に葛西委員とまいりたいと思います。

渡邊委員 私も、神奈川県教育委員をやっている関係で、今の小野副主査からの基本的な意見に賛成をします。

実際、教育委員をしているの教育委員会の大きな問題というのは、私は2つ感じています。

1つは、やはり先ほどから何度も出ていますように、権限と責任が非常にあいまいである。その結果、私はこの再生会議で話し合ったことを神奈川県教育委に出ると、非常にむなしさを感じます。それはどうしてかということ、国でみんなで決めたことは、神奈川県教育委員としては関係ない。あれは国が勝手にやっていることでしょう。彼らは指導・助言しかできないという発言が出たときに、何でそこで縄張り争いをしなければいけないんだろうか。子供たちの幸せを考えたら何がいいのかということを考えなければいけないのということで、非常に残念な思いがします。

例えば、放課後子どもプランについてですが、神奈川県管轄の31市町村のうち8市町

村しかやらないという結論を前回の教育委員会では出しました。それでは、一方、神奈川県教育委員会は学校に対して強制力を持っているかということ、いじめのアンケートをなさいと170の学校にして、平気でアンケートはしませんというものが30~40と返ってくるわけであります。やはり、ここにおいては、教育委員会自体の権限が国との関係の中において、指導、助言、援助プラス監督権というものがなければ、この国でいくら良いことを考えたとしても、それは実行されないということで、ここは全員の再生会議の総意として皆さんの意見を賛成に持っていくべきだと思っています。

もう一つは、この教育委員会でも大きな問題点は、例えば神奈川県教育委ですと5,700億円の予算があります。それで、900人の本部社員がおります。非常に大きな会社であります。本当にトップクラスの大企業です。その大企業の予算を決めるのに、時間がたった20分しかない。20分とうとうとお話をされて、承認してほしいというから、私は前回の神奈川県教育委員会ですらない、余りにも無責任過ぎる。ただ、でも、しょうがないんだと言われたときに、確かに制度が問題ですねという話し合いになりました。

ですから、常勤の取締役がいて、我々は非常勤である。だから、方向性が間違っていないということを確認するには2~4時間でできるわけです。しかし、実際、一つひとつの、1円までのお金が有効に使われているのかということを確認するのは、とてもではないけれども、できない。そうしますと、今の教育委員会の実態というのは、事務長、つまり教育長を中心とした事務方の方々の組織であって、決して教育委員会ではないわけであります。

この教育委員会を実際に機能させるためには、私は常勤の取締役、つまり、常勤執行役員である教育委員の方と、やはり外部からのアドバイスも必要ですから、社外取締役というのは企業でも十分機能しておりますので、非常勤取締役としての教育委員という、このような形のすみ分けの中において教育委員会を実際に機能させるということが非常に重要だと思えます。

私の考えとしましては、権限・責任を明確にすること。それから、機能させるべく、仕組みをつくること。この2つを是非、この中で検討していただきたいと思えます。

白石主査 今の渡邊委員の社外取締役というのは、現行の教育委員みたいなものである。それで、常勤というのは、事務方の中に常に目を開かせているようなプロフェッショナルがいるということですね。

渡邊委員 それと同時に、例えば、私も会社がなかったらそこに入りたいぐらいなんです。実は、この教育委員会というのは経営そのものだと思っているんです。ですから、公立の170の学校を運営する会社であるというようなイメージなんです。

そうしたときに、数字にもものすごく明るくなければいけない。もしくはマーケティングがしっかりできなければいけないとか、人事制度が組めなければいけないとかということで、5,700億円の売上げのある取締役5人がいなければいけないんです。そうすると、事務方の中にはなかなかそういう人物はいません。

ですから、私はそういう人間は一流企業の役員をどんどん引っ張ってきてということでは

やることが、一般の方々を採用すると言った方がより現実的だと思います。

白石主査 わかりました。ありがとうございます。

それでは、葛西委員お願いいたします。

葛西委員 「抜本の見直し」と書いてありますが、ここに書いてある内容は抜本的ではなくて、教育委員会というものを前提とした弥縫的な改善策が書いてあるにとどまるのではないかという印象を受けました。

私は、教育委員会に余り詳しいわけではないのですが、まず、2、3の点を申し上げます。今日の資料には、人数を増やす、研修を実施する、あるいは外部評価委員会をつくるというようなことが書かれております。

私は、たまたま国家公安委員というのをやっております、地方の公安委員会も見ておりますが、その観点から考えると、やはりいい人材を確保して、組織をできるだけ小さくして、そして、効率的に仕事を進めていくという形で教育委員会を考えていった方がいい。その意味では、常勤の執行機関として任命権・執行権をそこが持つというよりは、大局的な教育の視点からの方向を出すということに機能を限定して、そして教育長をトップとする、いわゆる教育組織がきちんと執行組織として機能するというふうに役割を分担した方がよろしいのではないかと思います。

公安委員会も、戦後アメリカが持ち込んだ制度で、教育委員会と似たような形になっているんですが、公安委員会の場合は全員が非常勤で、しかも、非常に見識・常識に優れた人を3人ないし5人選んでやっているわけでありまして。そこで、結果としては警察庁や警察本部というものが執行機関として実際には現場のことをよく知っているわけでありまして、そういうところが警察業務を執行する。

教育の場合も同じだと思うんです。教育の現場と、そして、その指揮・命令系統にあるところが一番よく知っているわけですから、その人たちに大きな方向を与えてあげるという形に教育委員会を持っていくべきであって、委員数は10人に増やすなどというのはとんでもない話でありますし、評価委員会をつくっていくというのも私は逆効果だと思います。ですから、事態を弥縫しようとして、ますます非効率な組織をつくるというような形になっていくというのは、私は改革の方向としては逆なんだろうと思います。大事なことは責任を明確にすることであり、教育委員会の責任と権限、現場の責任を明確にする。現場というのは執行機関であり、教育委員会というのは社外取締役のようなものですから、教育委員会をもし残すのであればはっきり分けて、教育委員会が小さな組織として、大局的な方向判断という観点だけから方向を指示する。あとの執行は専門家に任せるといった方がいいのであって、それこそ抜本的な見直しだろうと思います。

これは、今ある制度を何とか機能させようという観点からいろいろ細工をしてあるのですが、例えば評価委員会などというものが本当にうまく機能するのか。あるいは常勤の教育委員を確保しようと思ったときに、本当にしかるべき適切な教育そのものの大局的な方向性を与えることのできる人を確保できるのかということ、なかなか難しいのではないかと。

公安委員会でも難しいのですが、公安委員会の方が教育委員会よりは機能していると思う。その理由は、委員数も少ないですし、非常勤でもあるので社会的に常識のある人たちを選んで就任を依頼している。さらに事務局がしっかりしているのでより良く機能していると思います。

ですから、私は教育委員会の責任と権限を明確にするという点は賛成ですが、それは大局的な方向についてのみに限るべきであり、教員の任命あるいは教育機関の実際の執行権を持たせるという形は、組織論として、あまり適切ではないように思います。

それから、先ほど官房副長官がお話になりましたように、教育再生は安倍政権の重要課題であるというのは我々も強く認識しております。そうすると、実効性を持つ形にしなければならぬと思います。

私はたまたま国鉄時代に第二臨調の担当であったことがございます。第二臨調は、分割民営化の方向を出そうということを考えておりました。これは当然、法律を通してやらなければならない。しかし、法律を通して、その方向を出すときに、具体的な案を書くというのは、例えば本当に1年とか半年とかという期間で、鉄道の組織ですら、具体的にこうやったらいいということを案として出すことは非常に難しい。

国鉄ではどう考えていたかということ、「素人の第二臨調の委員がいろいろ案をつくったって、そんなものは幾らでも揚げ足が取れる。したがって、出てきたら、これは揚げ足を取ってつぶせばいい」という考え方でありました。私は、たまたま臨調担当で、分割民営を進める側でありましたので、第二臨調に対しては「方向を出す。これはいいでしょう。だから、分割民営の方向を出してください。2番目に、具体的な案は、あなた方が書くのではなくて、国鉄再建監理委員会というものをつくって、2年かかってつくるようにしたらいい。そして法律を通し、5年後に分割民営化するという形にすればいい。しかし、5年間、何も現実が変わらなければ、国民世論やマスコミはすぐ飽きてしまい関心が薄れますから、直ちに今でもやれることをすぐやった方がいい。」それは何かといえば、国鉄の場合にはちょうど大量退職時代だったものですから、採用を全面停止するというものであります。退職者の補充をゼロにするということをして8年間続けました。その過程で40万人の職員を20万人に減らして民営化がスタートした訳であります。実際に一番効果があったのは、この採用停止と、設備投資は安全投資以外は完全にやめるということでした。この2項目は、法律など一切関係なく経営者の決意で明日からでも実行できる、翌年度からでも実行できることとして提案をするように私はアドバイスしたんですが、第二臨調はそれに乗りかかって、そのとおりにやりました。

結果として、採用が停止になったことが、現場における組合の抵抗ですとかさまざまな問題を乗り越える上で一番効果がありました。それを乗り越えられなければ分割民営の法律は通らないわけでありますから、それでようやく分割民営にこぎつけることができたという経験がございます。

ですから、この教育再生会議でやるべきことは、今回の通常国会で法律を通されるとい

うことは大変結構だと思うのですが、その法律を通す案をつくると同時に、例えばいじめの問題ですとか、あるいは教員免許の見直しの問題というのは10年経ったら改善に向かうかもしれないが、それまでは何も起こらないということでもありますから、言うべくして即効性はありません。従って次期の採用から直ちに特別免許枠を飛躍的に拡大し、専門知識豊かで多様な経験を持った教員を採用することを加えておくべきだと考えます。これは、既にある制度の運用問題でありますから、直に対策を講じ、実効性を上げておいて、そして、法律問題にもじっくり取り組むということにいたしませんと、答申が出たときに、「これは抽象的な答申である、あるいはこの教育委員会の案では弥縫的な答申である、何事もすぐには変わらない」というふうに揚げ足を取られる可能性が高いと思います。一番大事なのは法律を変えず、予算も付けずに、実行できること、しかも一番効くもの、急所をつくものを必ず入れておくということです。

あとは、教育委員会の問題は、私はこういう形よりは、むしろ教育委員会の機能そのものを再定義し直すという形でやっていくことが本道ではないかと思います。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。

それでは、門川委員お願いいたします。

門川委員 課題となっているような論点をよくまとめていただいていると思います。私は、今、いろんな問題が起こっていますけれども、それは制度上の問題なのか。あるいは、そこにいる人間が主体的に考え、責任感を持ってベストを尽くしているかどうか。その結果を公開しているかどうか。広く市民・国民の評価を受けて、改善しているかどうか。つまり、制度上の問題か、人間・運用の問題かの両方の検証が必要だと思うんです。

今、葛西委員が言われたように、できることは国も地方も直ちにやる。これは当然であります。私は、渡邊委員がおっしゃってますが、渡邊委員のような教育委員さんが2～3人おられたら県の教育行政はごろっと変わらなと思うんです。これは首長の責任であります。同時に、教育委員の責任であります。問題のある教育長は、首長と教育委員が替えられます。言うことを聞かない問題の教育長は教育委員が替えるべきであります。そういうことをやらなければ、何ぼ制度を変えても、何ぼ評価委員会をつくっても、馬耳東風で無駄になるだろう。

だから、まずやれることは、それぞれの責任において、それぞれの権限において、制度の限界まで挑戦するということだと思います。文部科学省が今の地方自治法の権限を使って、例えば福岡の問題に対処できないのか。対処するとしたら、どういう対処の仕方があるのか。それでできないなら、できるだけ早く法律を改正すべきであります。そのように私は思います。ですから、できることはベストを尽くす。限界まで挑戦してできないことは制度を変えていく。その制度を変えるのは、すぐにできる制度改善と、時間をかけてやっていく制度改善とがあるかと思っています。

もう一点は、地方分権の流れ。地方が責任をもって創意工夫をしながら学校教育をして

いくというのは、非常に重要なことでもあります。文科省の顔色を見る、国の意向を見る。それでは教育はよくなりません。

この答申の原案などにも書かれていますように、やはり地方が当事者意識を持って、親も地域も参画して、社会総がかりで教育をよくしていく。このことが何よりも大事ではないか。学校評価にしても、京都市では平成15年度から全校で実施しておりますけれども、外面だけよくしたって、子供の教育はよくなる。本当に大学でもそうだと思います。事務手続だけが増えて、見せるための評価、雑務だけが増える評価ではだめだと思います。そのためにもやはり、地方が当事者意識を持つ、親が、保護者が、地域住民が当事者意識を持って学校教育に参画していく。そして、閉鎖的な体質を変えていく。これが大事だと思うんです。だから、地方分権の流れが中央集権の流れにならないような留意をしながら、しかし、国が必要なときには責任ある権限を行使する。これも大事だと思います。

その中で、具体的なことですけれども、例えば教育委員の人数を増やすことがいいんだったら、人数を増やすとか、あるいは委員の一部を常勤化するということがいいのなら、それは地方によってやってもいいのではないか。ただし、教育長が2人も3人もいるようなことにならないようにしなければ、何々派と何々派がおって物事が決まらないということのないようにしなければならぬ。責任と権限を持たせながらやっていくということがいいと思います。

だから、1点目の「教育委員について」は、私は全面的にやってもいいのではないか。2点目の「教育委員会の施策の議会等への報告」も、これは当然すべきことだろうと思っています。3点目「教育委員会の外部評価の実施」、これもやるべきだと思います。ただ、評価委員会を知事・市町村長部局に置くということについては疑問を持っております。かえって無責任体制にならないか。ですから、もしやるなら、教育委員会との共同設置。市長部局・知事部局は教育のことについて全くわからない。そこが勝手に評価して、勧告等をされても、多分、教育委員会の方が権限を持っており、うまくいかないでしょう。もし、やるのなら首長部局と教育委員会との共同設置で、共同責任を負うというような形がいいのではないか。

教育行政で、予算の権限は首長が持っているんです。教育委員、教育長の人事権も首長が持っているわけです。予算がなければ仕事できません。予算も人事権限も全部首長が持っているわけです。もし、首長がその権限を行使しないで不満をおっしゃるのなら、責任を持って教育委員を替えたらいいいんです。問題のある教育委員には辞職を勧告したらいいいんです。それをしないで、教育行政を直接やる、あるいは、首長が権限を行使する制度というのは疑問です。だから、私は外部評価は大いに結構だと思いますけれども、それぞれに権限をもつ首長と教育委員会との共同設置にして、両方が責任を持つ方がいいのではないかと思います。

4点目、「国・都道府県・市町村の関係」ですけれども、これも地方分権の流れと適切な調和が必要です。今まで何でできなかったのか、そのために何を変えるのかということ

をやはり明らかにする必要があると思います。

5点目の県費負担教職員の人事権委譲。これはこのとおりだと思います。早くしたらいいと思います。

6点目の小規模市町村。これも長年の課題でありますけれども、指導主事が一人もいないというような教育委員会は責任を果たせないと思うんです。やはり広域化すべきです。私は人口5万人よりもっと多くてもいいのではないかと思います。

最後に7点目ですけれども、この規制改革・民間開放推進会議の決定事項、特区云々のことですが「確実に実施し」とあります。しかし、それらは地方に強制すべき事ではありません。地方によっては、実施しない理由があると思います。だから、教育委員会が、この部分は実施しないというなら、なぜ実施しないかということきちっと住民に明らかにするということは必要だと思います。しかし、何が何でも全国の教育委員会が閣議決定されたから実施するというものではないと思います。ですから、確実に実施しない場合は実施しない理由を明らかにして、説明責任を果たす。その批判も受ける。評価も受ける。そういうことではないかと思っています。

最後に「教育委員会の必置規制の撤廃」ですけれども、私は選挙で選ばれる首長と教育行政とでは適切な距離があった方がいいと思います。特定のイデオロギーの固まりのような人が首長になるということはありません。政治というのは、違いを明らかにして、選択肢を複数持って、そして、有権者に選択してもらおう。これは非常に大事な機能だと思っています。

一方、子供の教育の現状、学校をどうしていくかというときに、そういう面も、否定はしませんけれども、教育は違いを明らかにして選択するのではなく、できるだけ一致点を拡大しながら、社会総がかりで子供の教育をよくしていく。これが大事ではないか。教育行政というのは首長と議会の統括的な関与の下に、やはりレイマンコントロールで適切な距離を置く。首長が替われば、直ちに学校に指導していることが変わっていくというのは、学校現場の信頼というのはなかなか得にくいのではないか。そのように私は思います。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。

1点確認ですが、前半の部分で、すぐできることはすぐやる。制度を変えることは制度改正ということで、この整理の仕方にもうちょっと時間軸を入れるということで理解してよろしいのでしょうか。

門川委員 そうです。だから、この1の教育委員の人数、この辺は法律改正できなければできないと思いますけれども、2とか、3とか、4とか、この辺はすぐできるものも多いです。

白石主査 わかりました。時間軸を組み込んで再整理ということですね。

それでは、陰山委員お願いします。

陰山委員 失礼します。

今、おっしゃった意見は、私も大体同じ意見です。ですから、基本的にこういうふうな抜本的に問い直すという視点そのものは、葛西委員は若干違ふとおっしゃっておられますけれども、基本的には同じような方向ではないかと思うんです。

まず、そうは言いながらも、私自身は少し、このとおり行っても難しいのではないかと思うんです。というのは、最も抜本的なところで考えておかなければならないことがある。それは何かというと、きちんと学校現場の本当の情報というものが国民的なものになっていないということです。ですから首長さんも、教育委員会を指導しようにも、どこがどうなっているのかということがわからないわけですから、指導ができない。当然、評価もできないわけです。

私は、その点で1つ、象徴的に皆さんに見ていただく意味で、失礼ながら総理に教科書を見ていただいたというようなことをしたわけなんですけれども、実はそれほどに、この情報というものが共有されていない中では、どのような制度をやったとしても機能しないだろう。つまり、人材が働きませんから、その人材をきちんと働かせるためには、この教育の内容がきちんと分析をされ、そして、公開されるということが、もっとより低次元のところの制度として必要だろうと思います。

その点では、教育基本法の改正の中で計画的に行っていくということが提起をされましたので、当然、その計画をつくるためには現状がどうかという分析をされると思いますので、その点で、私は非常に前進をしていくのではないかという気がしております。

そこら辺を前提にさせていただいて、私の方から1～2点付け加えを申し上げるのならば、1つは危機管理能力の問題であります。先ほど門川委員もおっしゃったように、今、現実に福岡の問題が起きているわけで、この現状の中で幾らいい議論をしたとしても、それが1歩も2歩もまだ進んでいないというところが、教育再生会議を始め、もろもろの教育関係者の努力というものが国民に伝わってっていない理由だろうと思います。そういう点では、現状の法律が難しいのであれば、やはり危機管理チームを発足させて、そして、その現場に飛んでいくということをきちんとさせることが必要ではないのかと思います。1つには、その目的が、やはり情報の問題であります。いろんなことを現地でやっているんだけど、その情報というものが市教委、県教委、それから、地方行政、いろんなところから出てきて、そして、それぞれが、不確定なものもひっくるめて、マスコミを伝わってかなり出てきていますので、これが非常に混乱を生んでいる。

そういう点では、そのところに行って、まずきちんと情報の整理をして、そして、責任を持ってこれを推進して解決していくという制度は、恐らく多くの方は批判されないと思うんですけれども、この辺は今の制度でも私はできるのではないかという気はするんです。もし必要ならば、この法令改正によって、これを何とかして行って、スムーズな解決を目指していくというふうにしていくべきではないだろうかと思います。

ついでに申し上げれば、やはり福岡の問題というのは、私たち現場に長くいた者からしましても異常です。理解ができません。特別な問題なんです。つまり、その特別な問題が

あるのに、一般の問題とごちゃごちゃにされておりますね。

普通の家庭の問題で、例えば親が子供を殺したと言ってみても、うちはすぐ、親が子供を殺したと思わないんだけど、なぜかいじめの問題は、遠いところで起きたとしても、うちの学校で起きるのではないかというような不安感を醸し出してしまって、そして、それが逆に学校の手足を縛るということにもなりかねないようなところがあると思うんです。そういうふうには、危機管理チームが行くということは、これは特別ですねということを経験一般に認識させる。そういう一般と特別とを分けるという点でも、私は有効な方法ではないかと思えます。

白石主査 ありがとうございます。

品川委員、お願いします。

品川委員 よろしく願いいたします。

まず先程、白石主査と小野副主査が提出された資料1について、特に、この問題の在り方のところ、(6)の2.についてはまさにそのとおりだと考えております。

さて、長年教育委員会を取材しておりまして感じる点は、大きく分けて2つです。

1つは、権限と責任が非常にあいまいでシステムが機能せず、人の問題になっているということです。市町村レベルの教育委員会の権限と責任、それから県レベルの教育委員会の権限と責任があいまいであるのは各委員ご指摘の通りです。例えば保護者がいじめの問題や、学校側が子どもの内疾患や発達課題を理解しないとか、担任がそういった子どもの多様性に対して無知で、それらをその子の怠けだなどと責めるというようなことを市町村レベルの教育委員会に訴えたとしても、真剣に取り合ってもらえないことが少なくございません。県教委に行くと、それは市町村教委の問題といわれてしまったりします。教育委員会に訴え出ても相手にされなければ、保護者には相談できる場がなく、結局は子どもを守ることが困難になります。つまり現状では子どもの成長発達権は全くもって保障される仕組みになっていないと私は考えております。

さらに、国がすべての情報を管理する必要があるとは私は考えませんが、それにしてもこういった地方自治体のひどい状況や、子どもの成長発達権が保障されない現状があることについて文科省のほうにはほとんど情報としてあがってはこないように痛感しております。だとするならば、子どもの権利は誰がどうやって確実に保障するのでしょうか？ いちいち裁判しなければならぬこと自体、子どもはの間どんどん成長していくわけで一刻の猶予もならないのですからおかしいのではないかと考えます。

もちろん、政令指定都市や中核都市の教育委員会であるとか、市町村レベルの教育委員会の中にも熱心な方々が日夜奔走し、すばらしい教育行政を実践しておられるところはたくさんございます。だからこそ、現状は制度が100%悪いわけではなく、使う人間の問題になっている場合が多いのではないかと申し上げるわけです。この背景にあるのは、教育委員会の権限と責任があいまいな点にあると痛感しております。ですのでここはもう一度、見直す必要があるのではないかと考えております。

もう一つは、実は今申し上げたこととかぶりますし、私はこちらのほうが大きい問題だろうと考えておりますが、それは子どもの権利がしっかりと保障されているかどうかを検証するシステムがないということです。先程、陰山委員が危機管理チームをつくったらいいのではないかとおっしゃっておられましたけれども、実は危機管理チームだけではなく、教育内容が指導要領どおりに到達しているかどうか監査・是正する制度がございませんし、いじめの問題についても、不登校の問題についても、例えば特別支援教育がその子のニーズに応じて適切に実施されていないということについて保護者が訴えた場合に、その内容を検証し原状回復させる制度もございませんし、あるいは教師本人が例えば学校の中でうまくいっていないというようなことを訴えたとしても、公平にそれを検証して是正する場もございません。教師がうまくいかなければ当然子どもにしわ寄せが行きます。

白石主査の資料の中にイギリスのOFSTED（教育水準局）と、オランダの学校監督庁に関するものがございしますが、イギリスの教育水準局の優れている点は、監査・監督をするだけでなく、監査内容に基づいて改善命令や場合によっては閉鎖命令も出せる強力な権限を持っている第三者機関だということなんですね。これが子どもの教育権、成長発達権を保障する一助になっていると私は考えております。

そういうことを含めて考慮いたしましたとき、やはり現状では子どもの教育権、成長発達権が完全に保障されるシステムになっているかと申しますと、少なくとも教育委員会はその機能を十分に果たしているとはいえません。どれだけ学力面が保障されましても、いじめがあったり、虐待があったり、本人の抱えている課題が理解されなかったりして学校になじめなくなってしまえば元も子もないわけですが、実はそこに対しての、子どもの権利保障という視点に立ったシステムがないのです。教育委員会の外部評価という項目がございしますが、もっと本当に子どもの成長発達権が侵害されていないかどうか子どもの視点に100%立った評価というか監査機関、もっと言うと子どもの権利保障をするための積極的に監査・監督・是正できるシステムが必要だと考えております。

その際、これは教育委員会における教育委員がおやりになるのではなくて、教育委員会とは全く別に設置し、文科省が通知しているようなことが実際に現場で行われているかどうかとか、そこで更に教育水準の到達確認も危機管理も、いじめなど反社会的行動も虐待もすべて監査・是正していくことが必要で、それは、新たに法律を変えてつくっていかねばいけないことなのではないかと思っております。それがすべての子どもの健やかな成長発達を保障することに直接的につながると考えます。

ですので、門川委員もおっしゃっておられましたけれども、現行制度の中でできることは早急にやり、できないことについては、やはり早急に法律をつくるという方向で考えていった方がいいと私は考えております。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。

それでは、小野副主査をお願いします。

小野副主査 私は、常に一番厳しい意見を言う人の意見を参考にしようとしているので、葛西さんの意見にあれなんです、確かに、この「2. 教育委員会の閉鎖性、事なかれ主義、形式主義、責任感のなさ、危機管理能力の不足」。ここまでは、例えば教育長がしっかりしていれば、こんなものは簡単にできるんです。それはよくわかるんです。ただ、JRのように1つの機関を分割するかというのではなくて、これは全国に千数百もある機関に対して、すべて優秀な人を本当に立派な委員を5人確保して、教育長に全て優秀な人を全部確保できれば、こんな制度改革は要らないと思うんです。

ところが、やはり現実を見ると、今の教育委員会は、確かに批判がすごく多いのですけれども、それでは、全部、教育委員会を廃止して首長部局に、教育部にしていいたと、やはり政治的中立性の問題が出てきたり、あるいは首長が思いつきでいるんなことをやったりすることで子供たちが被害を受ける危険性があるので、警察のように上から命令系統でびしっといっている組織と、教育委員会のようにもともと地方分権が前提である組織はちょっと違う面があると思うんです。

それでも、確かに制度いじりしなくても、いい人さえ集めればそれはできるのではないかと私は思いますが、やはり全体の機関をどう直すかというときに、実は私も独立行政法人の理事長なんですけれども、私の所属する日本学術振興会は、私はいい仕事をやっていると思うけれども、ほかの人から見ると、もっとこうやれ、ああやれといろいろ言われるわけです。そのことは、やはり自分の機関がやることについて随分参考にもなるし、こういうシステムを組まなければいけないんだという反省もあり得るので、やはり複眼的な視点で物を見ていくということは私は大事だと思うんです。

勿論、こんなことは一朝一夕に直ちに良くはならないのではないかとこのはありますけれども、これは制度のことを言っているだけなので、勿論、教育長、教育委員にできるだけ優秀な人を得る。そのために、徹底して首長は頑張れと言うことは必要だと思うんです。だけれども、それがすべて全国の市町村まで可能なかどうかということがあるので、やはり関連する機関でチェックする。例えば、この案も文科省だけが見るというのではなくて、文部科学省の独立行政法人が、この教育委員会の外部評価、県レベルの評価を再評価する。また、その文科省の独立行政法人は、総務省の独法評価委員会で評価される。いろんな視点で、お互いに調整しながら、チェックしていくシステムというのは必要ではないかと思うんです。

白石主査 どうぞ。

葛西委員 今のお話はわかるのですけれども、物事を動かすときの基本は、責任体系が極めて明確で、誰の目からも、すなわち本人の目にも、周囲の人の目にも明らかになっているということが大事でありますから、例えば外部評価とか、さまざまな形で責任の評価を分散することによって物事が拡散する可能性があるし、組織が拡大する可能性があると思います。

教育は規範性を持った学力の高い子供が生まれてくるかどうかというアウトプットで評

働されるべきものでありますから、そういう中で起こったあらゆることは、首長をトップとする教育長、あるいは更に教育現場というものの責任であるというように、指揮体系・責任体系を明らかにする。

教育委員会は、むしろ、社外取締役的なものとして機能させ、どこまでを期待するかを考え直すというのが今の時期の課題なのではないかと思えます。

公安委員会と教育委員会はアナロジーの高い組織ですが、恐らく共通問題としてあると思うのは、人材を確保することが非常に難しいということです。教育現場の詳細を知り尽くした上で大局観を持ったような人材を期待しますと、期待は裏切られるという結果になってしまう。ですから、充足されないような期待は持たずに、充足できることを追う方がいいのではないかと。

そうすると、教育現場というものをよく知っているのは誰か。これは国鉄のケースがかってそうだったんですが、職場の規律が乱れている、それを一番よく知っているのは現場の管理者です。その現場の管理者を束ねる現場長がいて、そして、それが管理局長になっている。それを本社の人事部門、あるいは労務部門が指導・統括するという直列系統になっていて、この形で討議をしていくと非常に簡単なのですが、それが会議体のようなものによって指揮・執行を受けているという形になると、これは責任が非常に不分明になります。

ですから、先ほどのフローチャートで、教育委員会という会議体が教育長の上に位置している姿というのは、八岐大蛇のように指揮命令系統がはっきりしないということを意味しています。首長がいて、教育長がいて、その首長の脇に教育委員会があるという観念で整理をした方がチェック・アンド・バランスがうまく効くのではないかと、というのが私の見解です。

白石主査 お待たせしました、陰山委員どうぞ。

陰山委員 ありがとうございます。

私も、実は首長さんのところに教育の責任を持たせるということについては非常に不安に思っている一人です。といいますのは、先ごろ問題になりました義務教育の国庫負担の問題です。

今から 10 年余り前でしょうか、教育のいわゆる図書費であるとか、そういうふうな費用が一般財源化をして、どんぶり勘定で各地方自治体に渡されるようになった。それは、結局、その中でどんぶり勘定になっていますから、お金に使い道を書いて渡すわけではないので、その図書費が図書費として来ていないという実態があるんです。これは全国的な傾向です。ですから、100 %、きちんと教育費が現場までおりてきていないという現状を考えると、これも義務教育特別部会でも自治体の首長さんを信じてくださいという言葉があったんだけど、それを信じるに値する基礎的なデータがそこにはなかったんです。ですから、そういう点から考えてみましても、それではそういうふうになったときに、その責任はどうなるんだということなんです。

この話は、実はずっと、10年以上前から教育関係者の中では知られていたんだけど、世間一般ではそれほど注目されることではないわけです。その結果、いじめであるとか、未履修であるとか、こういう突発的なことについてはがっとう盛り上がるんですけども、非常に地味な教育問題というのはおざなりにされがちである。それは結構、現場にはじわじわときいているんだけど、そここのところは全然修正されないまま来ている。

ですから、私は先ほども申し上げたことをもう一遍繰り返しますけれども、やはり教育の実態がどうなのかということ、文部科学省がきちんと分析をして、きちんと国民に周知徹底をする。そういう働きができるようにしていただきたい。恐らく、主に国立教育研究所みたいなのがもっとしっかりと研修を行っていただいて、そのときどきの教育白書、これはかなり分厚いですから全部は読めない、物すごく重要なものだけをきちんとマスコミの方に流していただくとかというようなことを是非ともしていただければと思うんです。

例えば、具体的に言えば、今、いじめ自殺の問題が出ておりますけれども、改めてデータを見てみると、小・中・高校生の自殺というのは平成17年度から記録を出してから最低なんです。いじめの報告件数も最低であるということ、それでは本当に全国でいじめ自殺というのは多かったんだろうか。報告がゼロで来ているから問題と言われているんだけど、それでは2年前、3年前、うちの子供は実はいじめ自殺だったんですというような、今になってぱっと湧き出てくるようなものが全国で出てくるんだとしたら、それはそれでまた問題なのかもしれないけれども、どうも今のところは、本当のところはわかりませんが、そういうふうには見えない。

いずれにしても、そういうふうなことを考えますと、一体、本当のところはどうかということ、責任ある文部科学省がきちんと調査をして、そして、それを説明していくということは私は絶対必要だろうと思うんです。そうしないと、マスコミの報道だけが流れて、日本国中でも、今にもうちの子がいじめ自殺するのではないだろうかというようなことでパニック的な状況になって、年末辺りは、私もいろんな学校へ行きましたけれども、やはりうちの子もいじめに遭っているようなことで、物すごく増えてきているというような現状があって、それがまた、年末の子供たちの指導時間を取ってしまうというような、皮肉というようなことが起きてきてしまうわけなんです。

そういう点で、やはり文部科学省、エールを込めて、もっとしっかりしていただければと思います。

白石主査 ありがとうございます。

義家委員、お願いいたします。

義家委員 今、陰山先生がおっしゃったいじめの問題について、これは私は連日、本当に多くの若者たちと直接、対話していますけれども、実に深刻です。命というものに対する重みも教育されてきていない中で、命を絶ってしまう若者たちが増えているのも事実で、それは実際に対応してくれない学校現場の在り方があるわけです。

それで、責任系統とかそういうものを明確にすることが、まず第一であって、葛西委員も、陰山委員もおっしゃりますけれども、それでは、現実はどうなっているのか。この現実に対してしなければならないわけですが、例えば市町村レベルの教育長の大体6割、7割が学校経験者なわけです。小さいところへ行けば行くほど、学校現場とはなれ合いの体質になっているわけです。その中で、問題が明らかにならない。

それでは、それを明らかにさせるためにどうすればいいのか。例えば、責任をはっきりさせて、そういう者をだめだとすぐに首にできるかということ、そんな簡単にはいかないです。日本中の市町村の教育長を、こういうことがあったから、それでは首にしる。それでは、だれがそれを行うのかです。だから、現実的に、今ある現状をちゃんと把握した上で、即効性のある対応というのをどうしてもしていかなければいけない。

例えば、先ほど国の関与の問題をちらっと話しましたが、福岡であの問題が起こったときに、文部科学省からも行った。それから、小淵さんが行った。しかし、小淵さんが行ったにもかかわらず、相手の遺族の方の電話も教えてくれない。初めは無理ですと言った。それで何回も折衝して、十何時間後だかにようやく教えてくれて、現地に行ったら、突然、県の教育長と一緒に来た。国が行ったって現実がそういう状況なわけです。だから、その現実に対して、具体的にさびをどう打つのか。今、そういう時期のような気が自分です。

それは人で変わります。例えば、横浜の教育委員会は、この2年間で事務局の幹部と教育委員で515校全部回っています。学校視察2回とかありますけれども、うちは515回以上、学校現場に行っているわけです。それから、出張教育委員会というのを開催して、それぞれの校区の中で校長先生と直接対話もしています。それは515もあるから、上がってくる懸案は物すごく多いですから、教育委員の仕事量も膨大です。ファックスも大量に送られてきますし、いつも会議は、公開は数時間で終わりますけれども、その後、連絡会、あるいは今、横浜版学習指導要領の基礎を作成しているんですけども、その学習会。とにかく、やろうと思ったら幾らでもできます。しかし、やっていないわけです。機能していないんです。それでは、これを機能するためにどうするかなんです。それは、自分は1つには、今、こういうときだからこそ、国に機能させるための権限というのを持たせなかったら無理だと思うんです。私自身はそう思います。

それから、教育委員会が、今、にわかに注目されているけれども、例えば教育委員が法律で5人で、その中の常勤が教育長で、これは国民レベルではだれも知らなかったわけです。我々にとっては普通のことかもしれないけれども、現実には知らないわけです。それで、中でどういう話し合いが行われているかということも現実には知らない。それで教育委員会に電話すると、大体、部署ごとにたらい回しされるわけです。それでたらい回しされて、結局、学校に言っておきますと言って、その後、教育委員会からの連絡が来ないわけです。そうすると、当然、不満がたまっていく。

それでは、まず、この問題に対しての責任はどうするのかということを議論する。プラ

ス、これをしなさい、これをしなければいけないんだという教育委員会の責任を言えるのは、誰か。各地方行政で、それぞれの地方に合った教育行政が行われることに、全く反対はないです。しかし、やらなければならないものに対してできていないんだから、そのできていないことをこうしろという権限さえ持たなかったら何にも変わらない。話し合っているだけで、それぞれがばらばらなことをやり続ける。例えば、本当にいろんな方面でも言われていることですけれども、教育界、教師の中でよくこんなふうに言われていました。H2Oはいいよと言う人もいれば、H2Oが問題だと言う人もいますけれども、北海道、広島、大分は教職員組合が強くて、先生にとってはいいんだ、あるいはだめなんだ。そんなふうにまことしやかに言われながら、教育委員会が、例えばH2Oの場合、組合の意向とかがかなり影響力を持っているような状況も現実にあるわけです。

それでは、それを教育行政の責任を明らかにしたといっても、今の教育行政のトップの状態でも責任を明らかにしたからといって、それは改善できるかということ、これはすごく勇気の要る議論だけれども、これは本質的に議論しなければいけないと思うんです。このまま放置するわけにはいかない現状が私はあると思っています。

白石主査 どうぞ。

下村官房副長官 議論の方向性として、この資料1の案というのは方向性は正しいと思うんですけれども、問題は、今の話にもありましたが、教育委員会だけの問題ではなくて、国と文部科学省と教育委員会の在り方の関係をどうするのか。それから、学校現場と教育委員会の在り方をどうするのか。つまり、教育委員会だけを議論しても解決できない問題はたくさんあるんです。

それで、先ほどからお話がありましたし、国会の中でも自公民辺りは、やはり義務教育については最終的に、例えば教育の機会均等とか、教育の水準確保とか、それから、予算の問題。こういう部分は、やはり国がきちっと責任を負うべきではないか。しかし、できるだけ、例えば人事権とか、予算権とかは学校現場に、校長先生に任せるべきではないか。そういうふうに、教育委員会を飛んで、役割分担という議論がされているんです。

ですから、実際、国、文部科学省との関係をどうするのかというのは、やはりここで一緒に議論していかないと、教育委員会だけをここで議論していても、なかなか本質的な、先ほど葛西委員からも話がありました、本質的な解決案は出てこない。その関係をどうするかです。

もう一つは、行革という視点も必要で、肥大化させるような組織というのは、どんないい内容であっても国民の理解は得られませんから、例えばここに書いてあるようなことを徹底してやるのであれば、人事権は市町村に任せるわけだから、都道府県の教育委員会は、義務教育については一切関与しない。高等教育とか、各種学校、専門学校とかというふうにすれば、例えば都道府県の教育委員会は行革的に大幅に人員削減もできるし、市町村は、その分、拡充する必要があるかもしれませんが、市町村もそれぞれのこの案では、市町村ごとに教育委員会をつくるというよりは、適正規模でもって、広域で、人口5万というの

も先ほど話がありましたが、いいのかどうか。もっと増やしてもいいのではないか。いろんな議論があると思います。

そういう部分から、文部科学省と、都道府県・市町村の教育委員会と、学校現場、特にやはり学校現場をどう活性化させるかということは非常に重要なことだと思いますので、これと連動しながら、その間における教育委員会の在り方はどうするのかということを経験していかないと本質的な解決策は出てこないと思います。その視点からも是非お願いしたいと思います。

白石主査 ありがとうございます。

今、下村副長官から非常にきれいに整理をしていただいたんですが、私はそれにプラスで、この報告書を読んだときに、今、いろいろ教育現場で起こっている問題に、それでは教育委員会制度が何をしてくれるのかというところが一番、最大関心事ではないかと思うんです。

例えば、いじめや未履修の問題というのがこれだけ報道されていますし、その短期的な問題に、教育委員会の機能、そして、責任・権限というものがどういうふうに応えるのかということを考えれば、もうちょっと具体的なところをそこに書き込んでいく必要があるかと思います。そういう観点からも是非御意見をいただきたいと思いますが、今、副長官がおっしゃったように、縦の関係。国、そして、都道府県・市町村、学校現場。

それで、行革という観点からは、横の範囲の話もあると思います。青年の家とかスポーツ施設を教育委員会が管理しているんですが、そういうところは首長部局でも知事部局でもいいのではないかと。権限を縮小して、より教育の事務に特化してやることによって、もっと責任と権限が明確になるという、この横の範囲もあろうかと思うんです。是非、そういう観点で、残りのお時間を少し御意見をいただければと思います。

それでは、義家委員、海老名委員の順番にまいりますので、もう少しお待ちください。

義家委員 この人事権、学校に与える権限についてなんですけれども、これも実は難しさがあるんです。

というのは、横浜でF A・T A制度を導入して、この人事に対して校長先生が、うちの学校にこういう先生が必要なんです、手を挙げてください。そして、自分自身がこういう校長先生のところへ行きますというF A・T A制度を始めたわけなんですけれども、これは今、これから検証しなければいけないんですけれども、実はこういうことも起こっています。

手を挙げる前から、校長先生と来てほしい先生が裏でお話をして、予定調和のように行く。だから、いい学校、力を持っている学校はどんどんよくなっていくわけです。一方で、すごく荒れている学校の校長先生がT Aで手を挙げたんです。とにかく、意欲のある先生、来てください。1人も来ませんでした。現実には、3年以上そこに勤務している先生はほとんどいないという状況。だから、荒れる学校はどんどん荒れていく。その意味では、客観的視点を持って、責任を持って人事権をしっかりと行使していく。

現在の状況では、教育委員会がやらざるを得ないと思うんです。学校選択制とかが始ま

りながら、当然、荒れている学校には生徒が集まらない。でも、そこに力量のある先生方をぐんと配置すれば、またその学校が公教育としてよくなっていく可能性もある。人事権をしっかりと学校に持たせるといのは、ある意味では非常に危険なことだと思うんです。校長会の中での力関係もありますし、いろんな影響力も持っている。そこで、やはり自分自身は学校に権限を持たせることも大事ですけれども、校長先生にある程度の責任と権限を持たせることも大事ですけれども、やはり、この教育委員会の在り方を最重要視しなければ、今の状況ではならないだろう。だから、なくすかなくさないかの議論ではなくて、実効的に機能するためにどういう責任を持ってもらうかということ。その意味で、自分は、このたたき台を煮詰めていく方向性が今あるベストの形だろうと思っています。

白石主査 ありがとうございます。

海老名委員、お願いします。その後、池田座長代理に行きたいと思います。

海老名委員 一般家庭では、やはり保護者としては、担任の先生にいじめに遭った場合、相談します。それでだめな場合は校長先生に言います。それで校長先生に言ってもらちが明かない場合は、やはり教育委員会が最後の場所だと一般の主婦は思い込んでいます。それ以外、文部科学省に行くわけにはいきませんし、どこへ行っていいかわからない。やはり教育委員会というものが皆さん、頭の中に入り込んでおります。ですから、教育委員会がもっとしっかりしていただきたい。

東京都の場合を見ますと、教育委員会の方たちを見ますと、6人いらっしゃいますけれども、この方たちだけで、このいじめの問題その他について、先生がおっしゃったように、荒れた学校にいい先生を派遣するとかということの選択が、この先生方でできていられるのか。そんなふうに思いました。ですから、教育委員会にもっと力を注いで、強化していただきたい。そんなふうに思います。

白石主査 ありがとうございます。

小谷委員、それから、品川委員の順番でもよろしゅうございますか。済みません。

小谷委員 ありがとうございます。

先ほどから出ている、私は葛西委員のなるべく少人数制でというのに賛成なんですけれども、役割と責任を明確にするという観点から、ちょっと細かいんですけども、1の3つ目の「教育委員一人ひとりの活動状況を」とありますが、活動状況の前に、担当の役割と活動状況を公表することとし、一般の人から教育委員、自分のエリアの教育委員会の人はこの人たちだ、この問題に関してはこの人だということがもっとわかれば相談もしやすいし、もっと教育委員会がどういうことを自分たちにしてくれているかというのが実感できると思います。

そして、その下の、先ほど出た「義務教育の子どもを持つ父母を必ず1人ずつ委員に加える」というのは、必ずしも父母でなくても、それだけ教育委員会のお仕事が大変になるとすると、逆に義務教育の子供を持つ親というのは自分の子供の教育にもっと時間をかけるべきだと思うので、例えば孫であってもいいし、逆に、もし私の勉強不足で、既にやっ

ていたら申し訳ないんですけども、委員に入れるというよりは、定期的に子供を持つ父母から話を聞く機会を設けるということを加えていただくと、今、海老名委員がおっしゃった最終的な問題点を言える場所にもなりますし、教育委員会とのつながりもできていいのではないかと思います。

ありがとうございました。

白石主査 それでは、品川委員お願いします。

品川委員 先ほどの葛西委員のご指摘に私も賛成でございます。少し申し上げたいのですが、今、おそらく議論が教育委員会の中の教育委員のことと、教育行政のことが混乱されて語られているのではないかと感じております。

教育行政は、事務方と申しますか役所の方がやっておられるわけですから、先程海老名委員がご指摘されましたお母さんが教育委員会に何か問題を訴えたときに、委員会で対応するのはこの事務方つまりお役所の方たちになりますが、この場では、事務方が対応している教育委員会と、教育委員の話は分けて考えなければいけないのではないかと感じております。そういったしますと、実は教育委員会の中の教育委員の下に教育長があるというこの現行制度から本来であれば検討すべきではないかと思うわけでございます。例えば教育委員はそのまま別組織にして、教育行政は教育や行政の専門家たちがきっちりと行う。別組織にした教育委員は、教育行政がきっちりと行われているかどうかチェックする。これがいいのかどうかもちろん多くの議論が必要ですが、教育行政をやる側とチェックする側は制度上分けた方が現実的ではないかと感じております。

白石主査 ありがとうございました。

そろそろ残り時間も 20 分弱になってきましたけれども、池田座長代理、教育委員会については是非御意見がございましたらお願いしたいと思います。

池田座長代理 今日は、皆さんの御意見を聞かせていただきたいと思ってまいりましたが、大きな方向づけは同じで、皆さん、いろんな観点からお話をいただいておりますけれども、私はやはり、共通な土俵に立っておられるのではないかという思いで聞かせていただいております。

そういうことからいたしますと、制度、それから、あるべき姿というものを見直さざるを得ないということが第 1 点。それと、そういう大きい見直しの方向づけの中で、当面の緊急課題としまして、変革していただかざるを得ないもの。この 2 点ありますが、教育委員会制度というものは大変大きな問題だけに、5 月、あるいは 12 月の報告に向けて検討すべきではなからうか、そういう思いが皆さんの中にあつたのではないかと、私自身もそうでありました。しかしながら、先ほど下村副長官も言っておられますように、私も年末年始に様々な方々にお会いしますと、教育委員会の話題がよくでました。教育委員会をどうするのかという国民的な関心の高さを肌で感じると同時に、総理も、また官邸の皆さん方も、教育委員会の件は 5 月、12 月ではなくて、1 月の報告の中で何らかの形で触れざるを得ないのではないかと、また避けて通れないのではなからうか。そういうお考えも聞かされまし

て、そうであれば、そういう立場に立って、直せるものは直していくという提言を何とか1月の報告の中に盛り込むことができないであろうか。そんなふうに思っておりますので、そういう方向で御一緒にまとめさせていただければ大変ありがたいと思っております。

白石主査 ありがとうございます。

そろそろ、この議論は一旦ここでしめさせていただいて、まだまだいろいろ御意見もあるかと思うんですが、事務局に渡して、今後のスケジュールの御説明、とりまとめの仕方に入りたいと思うんですが、その前に1点、これは事務局に許可を得ておりませんが、私の方から皆さんに是非御議論していただけないかという提案がございます。

といたしますのは、皆さんもお感じになっていらっしゃると思いますけれども、相当間違った情報が各紙面やメディアの中で飛び交っておりまして、私も一旦かかってきた記者の電話番号は携帯電話に入れておいて着信拒否をしたりすると、今度は非通知などでかかってきて、どこからかかってきたのかわからないからとると出たりする。多分、組織にいらっしゃる方は周りに壁があって、そこで守られると思うんですが、大学などはすべて連絡先、自宅なども公開されていますし、家の下で待っているというようなこともあるんです。

やはり、私は正しい情報を、議論のプロセスを公開していった方が教育再生会議の顔が見えないというような批判もないと思いますし、リークというものもないと思いますし、聞くところによりますと、各社が分担して各委員に記者を張り付けて、断片的に集めてきた情報、取材をしたものを合体するということが当然ぶれてくると思うんです。

今まで、官邸で行われた会議の中では非公開ということが決められました。総会という、ああいう官邸で行われるものについては相当セキュリティーの関係もありますし、あれを公開というのは難しいと思います。会議の方向性を決めていく運営委員会を公開というのも、相当ナーバスな議論があります。

ただ、この第1分科会の中でも、ほかの分科会の中でも、皆さんで公開をするか、それとも非公開なのかということ正式に自由に議論をした機会はなかったと思うんです。それをこの場でやるというのは、どうも、ほかの分科会に入っていない人が議論に参加することができませんので、私の方から、19日に合同分科会が開かれますので、この中でこれを別途提案させていただいて、みんなで議論をして、非公開だったら非公開ということを決めたんだ。みんなで公開ということを決めたんだということを、是非、議事録の中に残しておいた方が、後々、教育再生会議は密室で行われているというようなことを言われなくて済むような気もするんです。

是非、この進め方について御意見をいただいて、19日にかけるのかかけないのか、それとも、こういうことをもう議論しないで済むのかということをお意見をいただけないかと思っております。どうぞ。

渡邊委員 私は公開にするべきだと思っています。実際に、当初は恐らく、公開にするデメリットの方が大きかったと思うんです。ただ、やはりこれだけ国民の関心が高まり、また、さまざまな形で情報が流れていくということにおいては、公開にしなければならな

いのではないか。

実際に、こうなったのはもめているということを使うわけですが、私はもめていないということを通り返し言っているのに、もめているという形にしますし、どこの勢力かはわかりませんが、面白おかしく、何とか、この会議をつぶしてやろうという気持ちの、そういう考え方がどこかに出ているのかもしれませんが、であるならば公開にして、皆さんにわかりやすく伝えて、最終的には国民に判断していただくというものがあるべき姿ではないかと思えます。

ただし、公開するに当たっては条件がありまして、それは、例えば、この教育委員会の話し合いについても、議論があちこちに飛んでいるのを公開するのは格好悪いですから、教育委員会は、まずあるかなしか、そこで話し合いをしましょう。あるのであれば、権限・責任は明確にするべきかしないべきかとか、今までこうだったけれども、こういうのはどうだとかというたたき台をしっかりと出しながら行かないと、非常にあちこちに議論が飛ぶと、何だ、教育再生会議というのは余り賢くない連中が集まっているんだと言われるのは悔しいですから、そこはしっかりとした議事の進行さえあれば公開にするべきだと考えます。

白石主査 ありがとうございます。

葛西委員、お願いします。

葛西委員 私の理解では、最初の会合で、会議その場の一言一句は非公開にする、ただし情報を非公開にするのではなく、ブリーフィングをするブリーフィング責任者を決めて、その人が責任を持って対応するので、ほかの人たちはその人にお任せをするということを決められたと理解しておりました。しかも現実には会議の内容は整理のうえ、インターネットで公開されていますから、十二分に公開されていると言えます。

ところが、いろいろ新聞記者の取材攻勢により、断片的で不正確な情報が出る。そうすると、自分たちの都合のいい味つけをしてそれを記事にされたり、同じ事柄について新聞社で報道内容が異なるなど混乱した場面があった。

教育問題というのは、非常に関心の高い事項でありますから、それぞれの新聞社、あるいはさまざまな人々がそれぞれの思惑を持っておりまして、どんなによく打ち合わせをしても、各人が各様の対応をすれば乗ぜられる隙をつくってしまうように思います。

従いまして、私はむしろ責任者がきちんと責任を持ってブリーフィングを毎回やる。同時に、議事要旨及び議事録は発表されていますね、そういう意味で言うと、公開は十分されているのです。逆に会議そのものを公開することで、むしろかき回されることが目に見える。

従いまして、公開・非公開というのは最終的に公開をすればよろしいと思えますが、今の公開で十分公開をしていると言えるのであって、これを一言一句すべてをディスクローズしてその場で聞かせてやるということは、結果として会議の成果を失うことになるのではないかと。あるいは、意見が散らばっているものについては言わないようにするという、

各人の裁量と判断に任せてやっていくということになれば、それは各人各様の裁量は決して一律ではありませんから、乗ぜられる隙を与えることになる。

これから第1次答申が出るのが1月の末か何かと考えますと、その時期までは、やはり原点に戻って、山谷補佐官と池田座長代理にブリーフィングをお願いして、我々はそれを支持していくという形を取る方が賢いやり方だと思います。

一つ経験を申し上げますと、うまくいった事例としては、一昨年暮れの政府系金融機関の統合問題。これはマスコミも非常に関心を持っておりましたが、委員のビヘイビアも、原田元検事総長がブリーフィングをきちんとやってうまくまとめたので、あれは余りマスコミのおもちゃにされないで済んだと思います。

今は、随分と関心が非常に強いので、既にかなり手垢を付けておりますが、これ以上、付けられない方がいいのではないかというのが私の見解であります。

白石主査 ほかの委員の方はいらっしゃいますか。

義家委員、お願いします。

義家委員 いずれにしても、この分科会だけではなくて、全体でこれについて確認して話し合う機会を持つべきだと思うので、19日のときにみんなで出すということで、その中でいろんな意見を聞きながら方向性を探っていくという形にすることが一番ベストだと思います。

白石主査 今日は池田座長代理にいらっしゃっていただいておりますので、これをどういうふうにはほかの分科会と併せて検討していくかについては、また池田座長代理と御相談をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、残り時間はわずかでございますが、事務局の方から今後の進め方等について御説明をいただければと思います。

山中副室長 それでは、本日、教育委員会制度につきましても御意見をいただきましたので、これも含めまして、第1次報告案を19日に御議論いただくという形で、合同分科会と申しますか、全体分科会と申しますか、そういう形での会議を開催させていただきたいと考えております。

それに向けて、今、先生方のところにもお伺いいたしまして、第1次報告案の原案のところではいろいろ御相談させていただきましたけれども、今日の御意見も踏まえたものを、また、座長、座長代理、運営委員の皆様方を含めて調整していただいて、それをできるだけ早い時期に皆様方に、どういう形になりますか、情報をしっかりと管理しなければならないという問題もございますので、その点も含めまして送らせていただき、その御意見を踏まえた上で19日の全体的な御議論をしていただくという形にさせていただきたいと考えております。

また、そのまとめり具合によりますけれども、できれば、その翌週に総会を開催できれば、19日の議論を踏まえてでございますけれども、そういう形ができればということも考えているところでございます。

また、日程等につきまして、詳しいところは御連絡させていただきます。

以上でございます。

池田座長代理 それでは、分科会はこれで終了させていただいたわけでありましてけれども、今日はせっかく、下村副長官、山谷補佐官もおられますので、何か今日のこと、あるいはこれからの進め方について何かお話があれば一言お聞かせいただければと思います。

下村官房副長官 今日はありがとうございます。

冒頭に申し上げましたとおり、スケジュールはスケジュールとしてありますが、是非、率直な議論を積み重ねていただきたいと思います。

私の感想では、今日の話で教育委員会制度が大体方向性が決まったとは全然思いませんでしたし、まだかなり詰めて、一つひとつ議論していくことは当然必要だと思うんです。

ですから、これでこのまま全体会に提案するとなると、この資料1の内容でも、当然、ペーパーの分量から言ってそうはなるんでしょうけれども、かなり絞り込んだ内容にしておいて、これから引き続き、総会が終わった後も議論をすることではないかと思いますが、是非、これは早目にさせていただければと思います。5月ですと、今国会、事実上は教育委員会については、政府は法律改正案を出すのを断念したということになってしまいますので、つまり、この教育再生会議で議論されていることは、同時に政府の法案準備等が重なっているものですから、是非、これは私はもっと早目に、できたら、総会には間に合わなくても、2月の中旬ぐらいまでには教育再生会議として教育委員会の在り方、あるいは国と地方、学校現場を含めた制度論的な部分について、特に教育委員会を中心として、もっと突っ込んだ議論・結論を出していただくように、是非、急いでいただければ大変ありがたいと思います。

また、それ以外の部分についても、これは先ほどからお話がありますように、非常に国民も注目をしておりますし、また、安倍政権としても今年の最大の政策テーマとして取り組みたいと思っておりますが、だからこそ、マスコミによって皆様方の本来の内容とは違うことを書かれたり、取材されたりすることによってぐちゃぐちゃになるということもあり得ることだと思いますので、かなりその辺をきちっと、個々の対応ではなくて、やはり組織的にきちっと結論について対応していただかないと、個々の皆さん自身がよかれと思って発言されたことが、結果的には意図に反して取られてしまったりということもあり得るかと思しますので、総会で公表の仕方も含めて議論されるそうですが、その辺は、皆さんがお考え以上に、本当に日本全体が注視している会議でございますし、是非、組織としてどうするかということについては十二分に検討していただければ大変ありがたいと思います。

そんなことで、昨年以上に、この教育再生会議は安倍政権にとって大変重要な会議になってきておりますので、是非、今後とも積極的な御議論をしていただき、また、総理に対して積極的な提案をしていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願います。

池田座長代理 山谷補佐官、お願いします。

山谷総理補佐官 今日の教育委員会の御議論、本当にありがとうございました。

事務局としましては、当初、19日に全体会議で、次の週には総会というようなことを考えていたわけですが、今日、教育委員の在り方、委員会制度の在り方について、小野・白石委員の資料に加えて、国の権限と責任の在り方についての意見が皆さんから出されました。伊吹大臣もいじめ、未履修問題について、それはおかしいとは思うけれども、大臣の私に是正措置がとれない、権限がないんですというようなことを教育基本法改正の特別委員会でもおっしゃっていらっしゃいました。

第三者の検証・監査機関をつくるにしても、やはり国に権限がなければ是正もできないわけでございます。地方自治法 245 条でできるのか。それとも、義家委員がおっしゃるように、教育は特別な聖域だと言われてしまって、この 245 条では、さまざまな問題が本当に是正できるのかというような問題意識など、今日の指摘だったんだろうと思います。

また、教育長と事務局を執行機関として、教育委員長と委員はまた別なのではないか。2つに役割を分けてすっきりさせるべきではないかというのも、新しい視点として今日出てきたことではないかと思います。たたき台を少し整理させていただきまして、明日、運営委員会を開きまして、それをオーソライズする。

また、第1次のとりまとめ案は、従来は19日の全体会、そして、次の週の総会と考えておりましたため、委員お一人おひとり回って、ご意見を聞き、大体収斂しつつあるかなということを実は事務局は感じていたところでございますので、それも含めて明日の運営委員会で少し協議をさせていただきまして、今後のスケジュールをまた討議の上、皆様にお知らせしていきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

山谷総理補佐官 どうもありがとうございました。

池田座長代理 どうもありがとうございました。